

大田原市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金

高齢者を狙ったオレオレ詐欺などの対策の為の

特殊詐欺対策電話機等の購入費

を支援します。

補助の対象となる方

市内在住で次のすべての条件に該当する方、又はその方と同居する世帯員が補助の対象となります。ただし、過去にこの補助金の交付を受けた世帯に属する方を除きます。

- ① 本市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の方。
- ② 補助の対象となる特殊詐欺対策電話機等を購入した日から 1 年以内の方。
- ③ 世帯員全員の市税等に滞納がない方。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

特殊詐欺対策電話機等とは？

警察又は地方公共団体等が提供する迷惑電話番号情報等を用いて、振り込め詐欺及び悪質なセールスに関する着信を自動で拒否し、又は自動応答録音装置等を備えた特殊詐欺等への対策機能を有する電話機若しくは機器です。



必要書類など

- ① 補助金申請書（窓口においてあります）
 - ② 領収書（品名等が記載されているもの）
 - ③ 保証書の写し
（購入日及び購入店が記入されているもの）
 - ④ 請求書（窓口においてあります）
 - ⑤ 本人確認書類
（マイナンバーカードや運転免許証など）
 - ⑥ 振込先の情報がわかるもの（通帳など）
- ※申請書と請求書は大田原市ホームページからダウンロードできます。



STOP!!
特殊詐欺

補助金の額

購入費の **2分の1**

（100円未満切り捨て）

上限 **5,000円**

（例）

① 購入費 7,980円

→ 補助金額 3,900円

② 購入費 20,000円

→ 補助金額 5,000円

お問い合わせ先

大田原市役所危機管理課

地域安全係

電話：0287-23-9301